

知立市議会議会改革のあゆみ

《議会基本条例編》



知立市議会
議会改革特別委員会



議会改革推進の背景

地方分権で責任拡大、市民に応える議会改革が不可欠

2000年4月 地方分権一括法施行

- ・ 地方分権社会における市議会の役割・責任の増大
- ・ 議会活動及び議員活動に対する市民の疑問や批判の高まり



市議会に対する改革の必要性

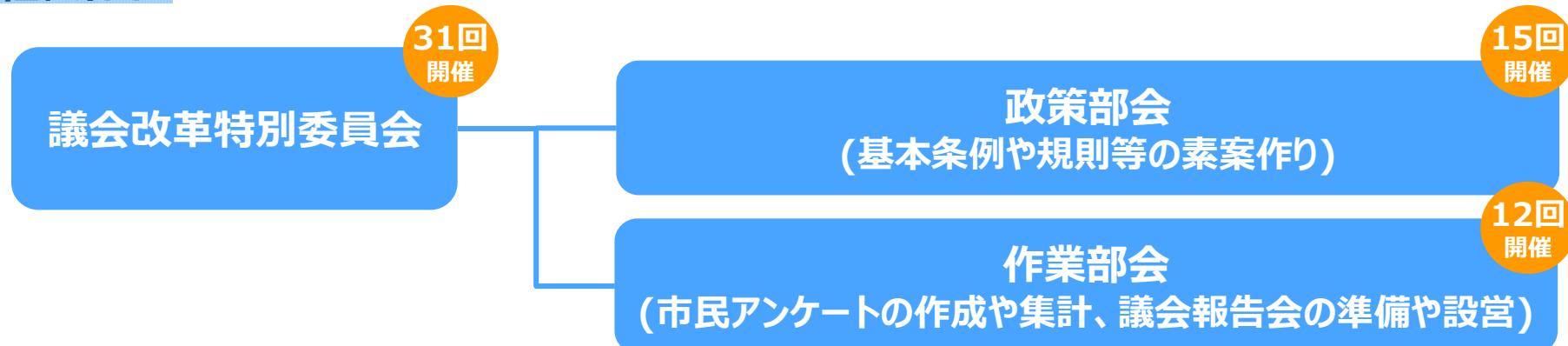
議会と議員の行動指針の明確化

議会基本条例制定までのロードマップ

理念を示す基本条例は、全会派一致と市民参画の積み重ねで実現

時期	対応事項
H22. 12	12月定例会において、 議会改革特別委員会 を設置(全会派一致)
H23. 11	知立市議会初の市議会に関する 市民アンケート の実施
H25. 1 2 3	1/25~2/7 執行部でいう「パブコメ」の位置づけとなる市民からの 意見募集 基本条例の素案確定 3月定例会において知立市議会の最高規範である 基本条例が制定

組織体制



参考 - 第2回市民アンケート

背景

- H23の第1回調査から9年が経過し、議会基本条例制定などの改革を重ねてきた
- 改革の成果と課題を再点検し、今後の議会運営に生かすため2回目のアンケートを実施

目的

- 市民の議会に対する意見・要望を把握し、議会改革の方向性と施策改善に反映

調査方法

- **調査地域** 知立市全域
- **調査対象** 18歳以上の市民
- **対象者数** 2,000人
- **抽出方法** 18歳以上^{*1}の市民から無作為に抽出
- **調査方法** 9月2日に行政連絡員が配布し、郵送(料金後納)で返送を回収(無記名)
- **調査期間** R元.9.2~9.30

回収状況

- **発送** 2,000件
- **回収** 688件
- **回収率** 34.4%

予算

- **補正予算計上** 119,000円(郵便料)
- **決算額** 65,036円(郵便料)
- アンケート用紙・封筒は府内印刷、**封入作業は議会改革特別委員会のアンケート部会長から、部会委員とプラスアルファの議員で対応**(追加経費なし)

結果共有

- 議会改革特別委員会で分析し、「今後の議会改革に活用する」方針を全議員で共有
- 集計結果を議会ウェブサイトと議会だよりで公開し、透明性を確保

*1H27年改正公職選挙法により選挙権が18歳以上へ拡大したことにより対象年齢を引き下げ

議会基本条例制定の趣旨

開かれ・議論し・行動する議会へ、
二元代表制の下で議会機能を強化し、市政発展と市民福祉に貢献

議会改革

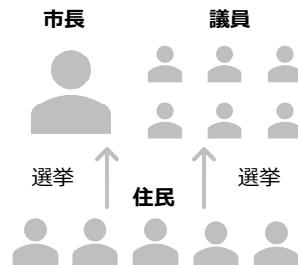
市民に
開かれた議会

議員が議論
する議会

議員が行動
する議会

議会の活性化

二元代表制に
おける
議会機能の強化



目指す姿

市政の発展

市民福祉の増進



市政のしくみと二元代表制

議会が議決・監視、首長が執行、独立対等の緊張関係で市政を動かす仕組み

二元代表制

日本国憲法第93条第2項

- ・ 議員と首長をともに住民が選挙する制度を規定

市政の仕組み



議会関係条例規の体系図



議会基本条例制定の趣旨

基本理念・公開参画・審議強化・体制整備、議会機能を総合的に高める4つの改革軸

①前文、目的・基本理念

- ・ 日本国憲法前文を踏まえ**主権在民**を明記
- ・ 代表議事機関として 地方自治の本旨を追求(憲法93条1項)
- ・ **二元代表制**を再認識し、活発な議論で市民負託に応える(93条2項)

②市民に開かれた議会

- ・ **第9条** 公開・公聴会・参考人制度、請願陳情者の意見聴取(H23.9~)
- ・ **第10条** 定例会ごとの議会報告会、オンライン開催・高校生議会(R3.8)
- ・ **第18条** 委員会と市民の意見交換会、出前講座(H23~R元 計6回)
- ・ **第22条** 一般質問映像配信(H23.3~)、質疑YouTube 配信(R3.9~)

③議員が議論する議会・ 議員が行動する議会

- ・ **第11条** 一問一答制(H21.12~)、市長以下執行部の反問権*1
- ・ **第13条** 予算・決算時の政策説明資料を要求
- ・ **第16条** 議員相互の自由討議で合意形成
- ・ **第17条** 政策討論会による提言力の強化

④基本条例に関連した 議会例規の整備

- ・ **第24条** 議員定数を見直し(H25.6 23→20名)
- ・ 政治倫理条例 を全会一致で制定(H24.3)
- ・ **第14条** 議決すべき事件を拡大(14 計画、都市宣言)

*1H23.12以降は趣旨確認の反問を、R2.12以降は一般質問への市長反問を正式化。

条例制定後の課題

制定がゴールではない、不断の点検と実践で「生きた条例」を運用し、さらなる議会改革へあるべき姿



参考 - 議会改革のあゆみ

H22.12

- ・議会改革特別委員会を設置

H24.2

- ・第1回議会報告会を開催(参加者約300名)

H25.3

- ・議会基本条例を制定

R元

- ・議会改革度ランキング全国27位

R2.8

- ・議会のデジタル化に向けたタブレット導入決定(R3.2導入)

R3.2

- ・ペーパーレス会議システム導入・運用開始

R3.4

- ・議会モニター制度開始

R3.5

- ・オンライン議会報告会開催

R3.8

- ・第1回高校生議会開催

R3.11

- ・マニフェスト大賞優秀躍進賞受賞

議会改革のありみ・改革取組 《基本編》



知立市議会
議会改革特別委員会



議会報告会

コロナ禍でも年4回の議会報告会を途切れさせず、全議員参加でオンライン等へ柔軟にシフトしながら、市民との対話と情報公開を一層強化

初回

- H24.2 第1回開催(H23.12定例会分)

開催 方式

- 年4回 定例会ごとに開催
- 会場 中央公民館(コロナ禍を機にオンライン併用)

構成

- 第1部 常任委員会報告
- 第2部 合同研修会やタウンミーティング形式の意見交換

役割 ・ 公開

- 議員自ら準備を含め、手作り(全議員参加)
- 議会報告会の記録は議員が要点筆記で作成
- 開催結果(アンケート結果)と市民からの質問に対しての回答書をホームページ等で公開

参考 - 議会報告会 告知方法

チラシを制作し 議員による案内・配布

市議会だより での告知

知立市広報誌 での告知



知立市公式LINE
アカウントにて配信

知立市公式
HPへ誘導

自由討議

委員会に30分間の「自由討議」を設け、修正案や附帯決議を生む熟議の場として活用強化を検討中

導入

- H24.12定例会

運用

- 実施要綱や運用基準に基づき、委員会にて実施

対象
案件

- すべての議案及び請願・陳情

時間

- 1案件につき30分以内
- ただし、委員長の判断により延長可能

実施例

中小企業振興基本条例

- 修正案が討議され、継続審議となり、次の定例会において修正案可決
- ## 総合計画
- 文化芸術基本条例において附帯決議が討議され、本会議において決議案可決

課題

- 機会を設けているが活かせていない
- 基本条例第16条を再認識し、議論を尽くすように努める

議決事件の拡大

経緯

- H25.3定例会 議員提出議案として「知立市議会の議決すべき事件を定める条例」を賛成全員で可決・成立
- 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決権の拡大

対象

計画等全14件(まちづくり基本条例による1件を含む)

- 男女共同参画プラン
- 公共施設等総合管理計画
- 地域福祉計画
- 障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画
- 健康知立ともだち21計画
- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画
- 緑の基本計画
- 都市計画マスタープラン
- 水道ビジョン
- 下水道ビジョン
- 文化芸術推進基本計画
- 総合計画(まちづくり基本条例で規定)
- ※都市宣言(R3.4.1 時点)
- ※生涯学習都市宣言、平和都市宣言

政策提言の変遷

会派主体では機能せず → PJ方式を経て「委員会提言」へ転換

H26
年度

- ・ 設計 **政策討論会実施要綱**を策定

基本条例第17条「議会は、市政に関する重要な政策及び課題について、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得て、政策の立案及び提言の強化を図るため、政策討論会を開催するものとする。」
- ・ **実績** 8回(政策討論会)
- ・ **手法テーマ** 議決すべき事件5計画
　　主体 **会派主体**
- ・ **結果**全会派一致せず、会派ごとで提言を実施
- ・ **反省**会派主体、テーマが執行権への介入の可能性

H27.10
～
H28.6

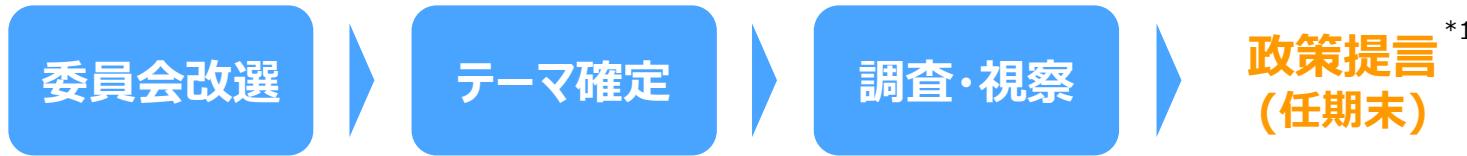
- ・ **実績** 3回(政策討論会)
- ・ **手法テーマ** 地方創成
　　主体 **プロジェクトチーム**(議会改革特別委員会内に各会派1名ずつの計6名)
- ・ **結果協議回数** 6回(プロジェクトチーム)
全会派一致での提言(本市議会初)
「知立市人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略」の
4本柱、6項目からなる政策提言書

過去の反省を踏まえ、現在は常任委員会ごとの政策提言を実施中

政策提言と政策実現

監視機能と提言力の両輪で確かな成果を創出する議会へ

政策提言ステップ



実現した政策



古布の回収事業

R.4年度提言 市民福祉委員会
『循環型社会の実現に向けた取り組み』

*2

*1常任委員会主体であるが、「議会全体としての公式文書」を担保するため、議長へ報告・決裁する。



*2

つながる遊び場プロジェクト

R.4年度提言 建設水道委員会
『インクルーシブな未来の公園づくり』

*2出典:知立市HP

- ・ 委員会発の政策提言が会派を超えて、執行部をも動かす実効性を全議員実感
- ・ 政策提言を起点に視察先を目的連動で選び、成果が市民にも可視化
- ・ 監視機能に提言力を加え、市民福祉向上へ議会改革を継続推進

参考1- 政策提言一覧

年度	委員会	テーマ
R4	市民福祉	循環型社会の実現に向けた取り組み
	建設水道	インクルーシブな未来の公園づくり
R5	企画文教	多文化共生のまちづくりの実現
	市民福祉	手話通訳者の育成支援に向けた取り組み
	建設水道	知立駅付近連続立体交差事業の高架下利用等
R6	企画文教	地域防災力の向上
	市民福祉	ゼロカーボンシティ実現
	建設水道	居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成の実現

政策提言に対する施策への反映、確認方法については、
一般質問や委員会質疑で進捗をフォローアップ

参考2－インクルーシブ遊具

インクルーシブ遊具とは

- ・ 障がいのある子も、ない子も一緒になって遊ぶことができる遊具の事



●プレイポートワンダー(複合遊具)

- ・ 3~6歳
- ・ 駆け上がったり、すべったり、触れたり、様々な感覚を使って楽しむことができます。
- ・ 幅の広いスロープを備えているため車いすを使用している子どもにも配慮されている遊具です。

●ユニバーサルブランコ

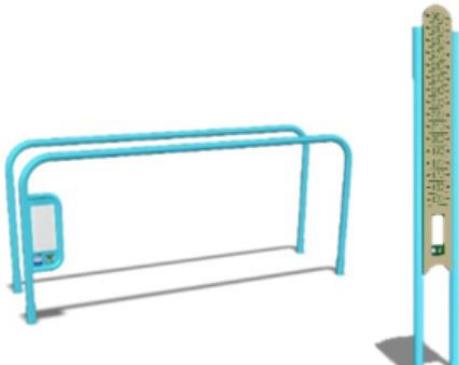
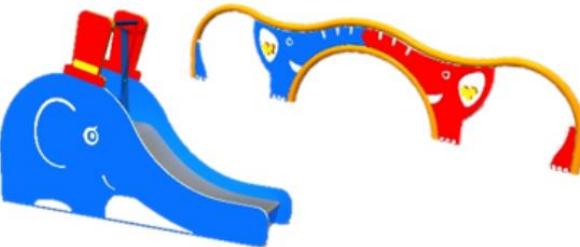
- ・ 3~6歳
- ・ 身体を起こしても寝そべっても使うことができ、身体のマヒなどで、安全バータイプでは乗れなかった子どもも、楽しむことができる遊具です。

出典:知立市HP

参考3－ インクルーシブ遊具

インクルーシブ遊具とは

- 障がいのある子も、ない子も一緒になって遊ぶことができる遊具の事



●もしもしパイプ

- 離れた相手とコミュニケーションができ、普段とは違う不思議な体験ができます。
- 車いすの高さに合わせて、管が設置されている為、車いすの子どもでも利用できる遊具です。

●パオスライダー・あるけるぞーさん

- 3歳未満
- パオスライダー：おもちゃ箱から出てきたような、カラフルなデザインとなっていて、子どもの好奇心をくすぐるような遊具です。
- あるけるぞーさん：はう、掴まり立ち、立つ、つたい歩きをサポートしてくれる遊具です。フェンスで囲まれたゴムチップ舗装したエリア(ちびっ子広場)に設置しています。

●健康遊具(平行棒・ジャンプタッチ)

- 平行棒：低強度～高強度の筋トレ等もでき、足の不自由な方の歩行の練習もできます。
- ジャンプタッチ：公園フィットネスの中では数少ない、瞬発力が鍛えられ、ゲーム感覚でジャンプもでき、楽しみながら脚力を鍛えられます。高齢の方もご利用いただけます。

予算・決算委員会

議案一体を守り、全議員で責任を持ち、分科会で深掘りする

設立

- H26.8 臨時会 **全会派一致**で常任委員会として設置

構成

- 全議員

経緯

一括付託への切替え

- 予算・決算を複数の常任委員会へ分割付託すると、**議案不可分・議案一体の原則**に抵触するおそれがあり
- この課題を解消するため、予算・決算委員会を新設し、**すべての予算・決算議案を一括付託**

分科会による詳細審査

- 委員会内に3分科会を常設(企画文教分科会、市民福祉分科会、建設水道分科会)
- 各分科会が自分の所管部局分を分担して調査・審査
- **分科会では表決を行わず**、審査経過を取りまとめ、最終判断は委員会本体で実施

参考1-予算・決算委員会 経緯

年度	委員会	対応事項	※議革=議会改革特別委員会
H25.4.15	議革(第34回)	「予算・決算委員会」設置を提案	
H25.5.17	議革(第35回)	全議員参加型特別委方式を決定	
H25.7.18	議革(第36回)	委員構成・全員参加是非を協議	
H25.8.19	議革(第38回)	議会改革特別委員会議事日程・運営イメージ・分科会方式を具	
H25.10.11	(第39回)	体化	
H25.10.28	議革(第40回)	名称を「予算・決算委員会」に確定/要綱化方針決定	
H25.11.19	議革(第41回)	3分科会(企画文教・市民福祉・建設水道)設置/分科会は表決しないと整理	
H25.12.2	議革(第42回)	本会議場開催・会期日程を確定	
H26.1.29 ~6.23	議革(第43 ~49回)	要綱案精査・分科会開催時間や予備日を調整	
H26.8.4	各派代表者会	運営要綱承認	
H26.8.26	8月臨時会	正式設置(所管：予算決算全般・定数20名)	
H26.9	9月定例会	常任委員会への分割付託を廃止し本格運用開始	

参考2-知立市議会予算・決算委員会運営要綱

制定

- 要綱で詳細規定(施行 H26.8.26)

分科会

- 企画文教・市民福祉・建設水道(各常任委員会が母体)

人事

- 分科会委員 = 対応常任委員、委員長・副委員長も同一人物が兼務

審査
手順

- 分科会審査 → 委員長報告 → 委員会質疑・討論・表決

分科会
扱い

- 議案審査、自由討議のみ。表決は行わず

時間
管理

- 委員会・分科会とも原則17時終了、必要時のみ延長

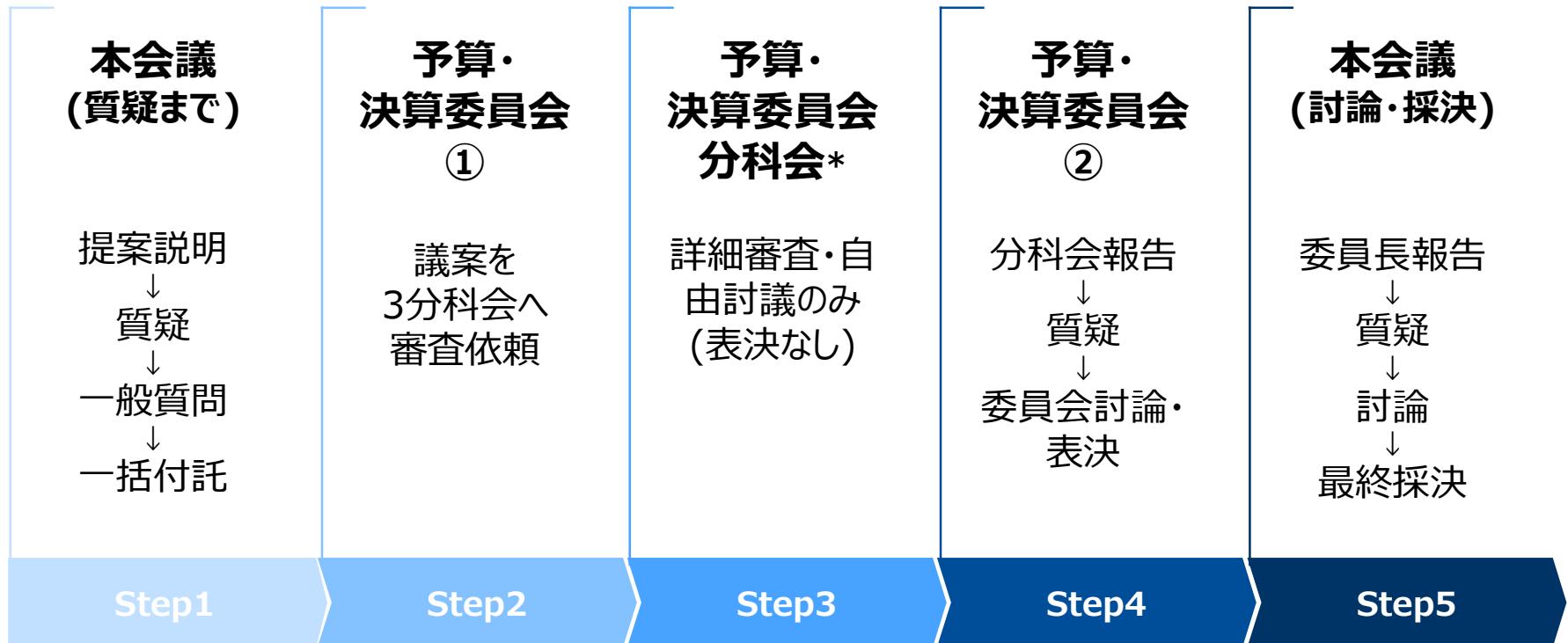
開催
日程

- 常任委員会と同日開催が基本、予備日で1日3分科会可(各2時間以内)

場所

- 委員会 : 本会議場
- 分科会 : 第一委員会室

参考3－予算・決算議案審査の流れ



*企画文教委員会・市民福祉委員会・建設水道委員会

- ・ 当初予算、補正予算、決算、歳入歳出別、地方債等すべて予算・決算委員会へ一括付託
- ・ 分科会で所管部門ごとに振り分け審査→委員会集約→本会議採決
- ・ 区分の違いによる送付先・手順の差異はなし(分割付託を全廃)

参考4 会期日程の例

令和7年知立市議会 6月定例会 会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	摘要
第1	6/5	木	AM10	本会議(開会・提案説明)
第2~4	6/6~8	金~日		休会
第5	6/9	月	AM10	本会議(質疑)/予算・決算委員会
第6	6/10	火		休会
第7~9	6/11~13	水~金	AM10	本会議(一般質問)
第10~12	6/14~16	土~月		休会
第13	6/17	火	AM10	企画文教委員会/ 予算・決算委員会(企画文教)分科会
第14	6/18	水	AM10	市民福祉委員会/ 予算・決算委員会(市民福祉)分科会
第15	6/19	木	AM10	建設水道委員会/ 予算・決算委員会(建設水道)分科会
第16	6/20	金	AM10 PM1 PM3	予算・決算委員会(企画文教)分科会(予備日)/ 予算・決算委員会(市民福祉)分科会(予備日)/ 予算・決算委員会(建設水道)分科会(予備日)
第17~19	6/21~23	土~月		休会
第20	6/24	火	AM10	予算・決算委員会/議会運営委員会
第21	6/25	水	AM10	本会議(討論・採決・閉会)

参考5- 設置時の課題と運用後のメリット・デメリット

全員参加、一括付託で法的整合と審査品質を両立
運用上の課題はルール化と議会改革(ICT活用など)でクリア

苦労・課題

慣行→全員参加
合意形成に時間

法的整合
要綱で一括付託
+分科会
(審査のみ)

メリット

違法性リスク解消

質向上
分科会で深掘り
→委員会で総合判断

デメリット・留意点

会期調整
年次日程固定
+連続開催

審査日数
予備日確保
+ICT効率化など

議会BCP(業務継続計画)

災害でも議会を止めない、BCP策定とオンライン対策会議で意思決定を継続

H22.
2.22

「知立市議会における災害発生時対応要領」及び
「知立市議会における災害発生時の行動マニュアル」を策定

- ・ 災害時における議員としての役割や行動を明確
- ・ 災害時には必要に応じて議会内に「知立市議会災害対策会議」を設置(コロナ対応でも逐次開催)

R元.5

「知立市議会BCP(業務継続計画)」を策定

- ・ **発動条件**：大規模災害など非常事態の発生時
- ・ **議会の位置付け**：二元代表制の議事・議決機関、住民代表機関としての議会
- ・ **目的**：迅速かつ正確な意思決定、多様な市民ニーズへの対応
- ・ **手段**：必要な事項をあらかじめ規定
- ・ **効果**：災害被害の拡大防止、議会機能の早期回復・継続
- ・ **対象範囲**：自然災害のみならず感染症事案にも対応

政務活動費

政務活動費を厳格化し公開範囲を拡大、透明性と公平性を一段と強化

改定

- H28年度から見直しを行い、「知立市議会政務活動費の手引き」をH29年4.1作成(「申し合わせ」から「手引き」に改訂)

旅費

- 実費とし、旅行雑費を支給しない
- 宿泊料については、知立市職員旅費条例に規定する市長、副市長及び教育長の金額を上限とし、実費とした

公開

- インターネットにて、公開済の収支報告書に加え、会計帳簿、視察報告書、領収書を追加

支給
対象

- 「会派」から「会派及び会派に属さない議員」に変更

議員報酬等特例条例

経緯

- R元.6定例会 議員提出議案として「知立市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例」を賛成全員で可決・成立

内容

議員が議会の会議等を長期間欠席した場合又は市民の信頼に反する行為をした場合における議員報酬及び期末手当の支給について特例を定める。

- 90日を超えて議会の会議等を欠席した場合、その期間に応じ、議員報酬及び期末手当を20%から50%減額する
- 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留等の処分を受けたときは、議員報酬及び期末手当の支給を停止し、有罪判決が確定したときは、不支給とする

議会改革のあゆみ改革取組編 《デジタル化・オンライン化》



知立市議会
議会改革特別委員会



市議会のデジタル化

9市視察・3度の研修を経て、議会デジタル化がR3マニフェスト大賞「優秀躍進賞」へ

H23.4

議会改革検討項目にICT化を明示

- ・インターネット録画配信・LIVE中継、会議録検索システム、タブレットの導入、電子機器使用許可、文書の電子化、メール配信

議会基本条例 第22条第2項

「議会は、情報通信の技術の発達を踏まえ、本会議の審議の状況等を生中継、録画放送、インターネット等の多様な手段で公開すること等により、より多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう努めるものとする。」

H24~

先進自治体視察(計9市)

- ・流山市、取手市、鰐江市、大津市、安城市、堺市、奈良市、立川市、町田市

H27~

ペーパーレス会議システム研修 (3回実施)

本格的なデジタル化・ICT化には時間を要した

市議会のデジタル化 経緯1

年度	対応事項
H23.3	市議会のインターネット動画配信スタート(PC版)
H26.12	本会議の会議録検索システム導入
H27.9	議場に大型モニター設置と電子表決システムの導入
H28.3	委員会の会議録検索システム導入
H28.10	市議会だより編集委員会における調査目的のための 電子機器の使用許可
H29.4	議員と事務局間の連絡をFAXからメールに一元化
H29.9	議会資料のホームページ掲載(一部実施)

市議会のデジタル化 経緯2

年度	対応事項
R1.6	議会だよりをアプリ「マチイロ」で閲覧可能
R1.8	議会インターネット動画がPCのみからスマホ・タブレットでも視聴可能
R1.12	議会資料のホームページ掲載(告示日に全部掲載)
R2.2	「知立市議会におけるタブレット端末及びスマートフォンの使用に係る運用基準」を制定し、一部の会議においてタブレット等電子機器(私物)の使用を許可
R2.5	コロナ禍で「対面・接触」のリスクを回避する中で、「議論を止めない」、「公開を止めない」ために電子化・オンライン化の必要性が再認識される

市議会のデジタル化 経緯3

年度	対応事項
R2.6	<ul style="list-style-type: none">議場モニターへの電子資料表示を可能に会派室のパソコンを使用して、会派代表が事務局とZoom会議を試験的に実施。全員協議会でZoom会議を体験
R2.8	第121回議会改革特別委員会で、 タブレットの導入が決定
R2.9	<ul style="list-style-type: none">委員会条例の改正「開催の特例(オンライン会議)の追加」議会BCPを補完する「知立市議会新型コロナウィルス感染症対応指針」を策定し、委員会オンライン開催のフローを明示
R2.10	第33回議会報告会をコロナ対策としてZoomによるオンライン開催や、YouTube配信も検討したが、スキル不足により断念⇒コロナ対策をして対面で開催

市議会のデジタル化 経緯4

年度	対応事項
R3.1	議会フロア無線LAN環境整備
R3.2	議会防災訓練と災害対策会議をオンラインで開催
R3.2	情報通信端末機器タブレットの導入、ペーパーレス会議システムの導入、グループウェアの導入
R3.2	<ul style="list-style-type: none">「知立市議会情報通信機器運用基準」を策定し、3月定例会より公式の会議で電子通信機器の運用を開始。議員、理事者共にペーパーレス会議が可能になった。1年間は試行期間として、紙資料の配付も併用し実施。
R3.5	第35回議会報告会をオンラインで開催
R3.8	オンライン委員会運営要綱を策定

市議会のデジタル化 経緯5

年度	対応事項
R3.11	<p>第37回議会報告会をハイブリッド(対面参加とオンライン参加)方式で開催</p> <ul style="list-style-type: none">試験運用を終了し、原則紙資料の配布を終了紙資料を製作しなくなったことにより、これまで傍聴者に配布していた参考資料がなくなってしまった。代わりに会議資料を、ペーパーレス会議システムのタブレット画面をスクリーンに映すことを始め、これによりこれまで以上に、内容が傍聴者に伝わるようになった
R4.3	
R4.9	建設水道委員会出席者が濃厚接触候補者となり、常任委員会にオンラインで出席し、質疑、採決に參加した
R4.11	議会運営委員会出席者が委員会の開催場所への参集が困難と判断される事情のため、議会運営委員会にオンラインで出席し、協議に參加した。

議会DX推進PTの設立

オンラインで「公開・活動・議論」を止めない、議員主導のDXで
知立市議会は次のステージへ

実感

【全議員】
オンラインの利便性
と可能性



今後の方針

研修、
議会報告会等も
ICTを有効活用

議会DX推進PT



非常時でも「公開を止めない」、
「活動を止めない」、「議論を止めない」



事務局主体 < 議員主体



DXに精通した議員と、
そうでない議員のハイブリッド構成

運用方法や利便性向上を議員が主体的に追及

DX推進の効果

議会のICT化は単なるペーパーレス化に留まらず、タブレット端末やクラウドサービスの活用で、情報の収集・処理・伝達・共有が飛躍的に向上。議会活動をいっそう活性化させる原動力となる。

導入前の状況

- ・ 約10年前からデジタル化を検討していたが、不慣れな議員には利便性が伝わりにくく、導入は停滞
- ・ コロナ禍を契機にデジタル化の有効性が広く認識され、知立市議会でもICT導入が一気に加速

導入後の効果

紙資料が減少し
**紙代・印刷代・
管理労務費を削減**



資料閲覧が簡単になり
労力と時間を節約



データを携行することで
市民への説明
の際にも有効に活用



情報の送受信が迅速になり
業務の迅速性が向上



オンラインで会議を開催し
時間・場所の制約を解消



慎重派も積極的に活用(自前PCも活用)

オンライン議会報告会1

開催形態で揺れた末の決断、市民とつながる新しい形

R3.5 第35回議会報告会

開催方法の迷い

市民を集めて
開催することの
リスク、抵抗感

コロナ禍だからこそ
市民とつながりたい
(声を聴きたい)

オンラインで解決



知立市議会 議会改革
平成22年からスタート

地元ケーブルテレビや新聞の地方欄で紹介

議員は議場から、市民は自宅等から
オンラインから参加

オンライン議会報告会2



オンライン議会報告会3

オンライン報告会を試行、経験を踏まえ今後はハイブリッド開催を常設へ

成果

48名参加
(議員20・市民28/市
LINE・各議員SNS周知)

**GoogleForm回答
11名**
(メール募集時は 0件)

**若年層・
初参加者が顕著**
「新たな手法で
新たな層を獲得」

課題・評価

**スクリーン共有が
分かりやすい**

**臨場感確保に
AV機材強化が必須**

**広報は開催形態を
明確に**
(当日リアル会場へ
来訪者が発生)

知見と今後

**議員のSNS発信が
集客を後押し**

**技術的課題は
「学びながら突破」**

**ハイブリッド方式を
標準化(決定)***

**非接触型住民参画
の道筋を提示**

*第6波では合同研修もオンライン化

オンライン議会報告会4

第6波下でも止めない、オンライン合同勉強会

R4.2 第38回議会報告会

背景

- ・ 愛知県にまん延防止等重点措置適用
(新型コロナ第6波)
- ・ 対面開催はリスク大だが、議会報告会は基本条例が定める不可欠な事業

オンライン化の決断

- ・ 会場(議員)×オンライン(市民)をリアルタイム接続
- ・ Web会議システムで講演+意見交換を実施し、双方向性を確保

開催概要

- ・ テーマ：市民と議員の合同勉強会
- ・ 講師：土山 希美枝教授
- ・ 目的：感染防止と住民参画を両立し、「議論を止めない」議会を実践



主 催：知立市議会
お問合せ：知立市議会事務局
T E L: 0566-95-0137

オンライン視察・オンライン研修

- ・ オンラインを活用して、視察の受け入れを実施
- ・ 議会改革特別委員会の研修を、会津若松市議会の目黒議員を講師として招き、オンラインで研修を実施



知立市議会委員会条例 背景

「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」

- R2.4.30 総務省自治行政局行政課長の通知
- 地方自治法第245条の4の規定に基づく「技術的な助言」として、条例や会議規則等に定めることにより、感染症のまん延防止措置の観点等から、参集が困難と判断される実情がある場合に、オンラインで委員会を開催することは差し支えないとの見解
- [【総務省通知リンク】](#)



知立市議会においても、R2.9.9に委員会条例を改正

知立市議会委員会条例(開催の特例) 第15条の2

- 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。
- 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により委員長の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第17条第1項及び第30条第1項の出席委員とする。
- 4 オンラインを活用した委員会の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

知立市議会委員会条例 運用開始

状況

詳細については
「議長が定める」
としたままで、
実際には未定義

安定した
議会運営をめざし、
議長の指示の下で
議員有志と
議会事務局が協働し、
運営要綱策定に着手

策定

要綱策定に際して
オンライン化を
先進的に推進する
大阪府・大阪市・
熊本市・横須賀市・芽
室町の
公開要綱を参照
知立市版を取りまとめ

共有

全議員が
運営要綱を確実に
理解できるよう

対応マニュアルを
作成・配布

R4.2
各常任委員会で
オンラインリハを実施

議会改革特別委員会承認
議会運営委員会承認
R3.8.31制定
R3.9定例会 運用開始

結果、
R4.9月定例会(改選後)
円滑にオンライン開催
=議会BCP*の理念実践

*業務継続計画

デジタル環境 ツール紹介

タブレット端末
iPadPro12.9インチ*



ペーパーレス会議システム
SideBooks



グループウェア
サイボウズOffice



【その他】

Wi-Fi環境 SSIDステルス機能

*市議会の備品として購入しAppleペンシル、カバーと共に議員に貸与(キーボード等は個人で準備)

*通信費：1/2公費、1/2政務活動費

議会改革のあゆみ改革取組編 《市民に開かれた議会》



知立市議会
議会改革特別委員会



市民に開かれた議会

市民福祉を高めるには、市民との双方向コミュニケーションが不可欠 問い合わせ

- ・ 市民福祉の増進に努める議会とは？
- ・ 市民との交流はどれほどあるか？
- ・ 議員個人としては、支援者や地元住民との交流はあるが、議会としては、市民とのどのような関係を築いているか？

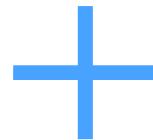
取り組み

既存

●議会報告会

第1部 議会報告

第2部 意見交換会



新規

議会モニター制度

高校生議会



第16回マニフェスト大賞 優秀躍進賞

テーマ：議会を積極的に市民に開いていく、市民と交流していく取り組み

議会モニター制度

議会モニター制度で市民の声を直接取り入れ、信頼される議会へ

目的

市民から議会活動や委員会活動、議員活動についての意見、要望等を聴取し、より市民ニーズを反映した議会運営を図り、**市民の信託に応える議会**にする

活動

設置要綱第2条

- ・ 議会本会議や委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- ・ 議会報告会等の協議調整の場、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見の提出
- ・ 議会が行うアンケート調査への回答
- ・ **議会モニター会議(年2回開催)及び懇談会(年2回開催)**への出席

募集 要項

応募資格 設置要綱第3条、第4条

- ・ 議会運営に関心がある満18歳以上の市内在住、在勤または在学の人
- ・ 国会議員または地方公共団体の議員(過去に同議員であった人も含む)でない
- ・ 国または地方公共団体の常勤の公務員でない
- ・ 過去にモニターに委嘱されたことがない(定数に満たない場合は、この限りではない)

人数 公募は3人程度(その他約4名は議長による推薦もあり)

任期 1年 (1回限り再任を認める)

謝礼 無償

議会モニター制度 - 助言の一例①

議会モニターからの意見は様々な議会運営における改革の助言となっており、例えば本会議におけるスクリーンへの資料提示は、モニターからの意見を反映させたもの

Before

- 全ての本会議資料を告示日にホームページに掲載し市民に公開
- 会議傍聴者には紙資料を閲覧できるよう、議会事務局窓口で貸与



After

紙からスクリーンへ

令和4年度から
傍聴者への資料の提供方法が変わります

ペーパーレス化の推進および議会資料の閲覧性向上のため、令和4年度から傍聴者への紙での資料配付・貸出を廃止し、スクリーンにて資料を閲覧いただくよう変更いたします。ご理解、ご協力をお願いします。

お問い合わせ：知立市議会事務局 ☎0566-95-0137



R4年度 ペーパーレス化の推進および議会資料の閲覧性向上のため、傍聴者への紙での資料配付・貸出を廃止。スクリーンにて資料を閲覧できるよう、資料の提供方法を変更（定例会・臨時会の資料は、引き続き市のHP、市役所5階の図書・資料室で閲覧可能）

議会モニター制度 - 助言の一例②

モニター意見を反映し議会だよりを刷新、誌面改善と年1回の合同会議で視認性・可読性を大幅向上

Before

令和6年3月定例会号以前

After

令和6年6月定例会号以降

参考1- 議会モニター制度

モニター会議

年に2回議会モニター会議を開催し、年度初回は専門的知見からの助言として、**法政大学法学部土山希美枝教授**にご講演をいただき、議員と意見交換を実施



R5年度議会モニター会議の様子

令和5年度
知立市議会
モニター

募集

募集期間 令和5年2月3日(金)～2月24日(金)

募集人 準 3人程度 募集資格

- ・満18歳以上の市内在住、在勤又は在学の人
- ・国又は地方公共団体の議員でないこと（過去同議員であった人も含む。）
- ・國又は地方公共団体の常勤の公務員でないこと
- ・本会議・委員会等を傍聴し、議会運営に関する意見の提出
- ・議会報告会、市議会だより及び市議会ホームページに関する意見の提出 等

任期 1年 職務

※詳しくは下記問合せ先まで

申込み・問合せ
知立市議会事務局
〒472-8666 知立市広見三丁目1番地
TEL 0566-95-0137 FAX 0566-83-5565
メール gikai@city.chiryu.lg.jp

参考2 - 議会モニター制度

募集に対する応募状況

年度	定数	募集	応募状況	推薦	計
R3			3名	4名	7名
R4			3名	4名	7名
R5	7名程度	3名	3名	2名	5名
R6			3名	3名	6名
R7			3名	4名	7名

● 募集人数3名の背景

定数の内、約半数を市内関係団体よりモニターの推薦を先にしている

参考3 - 議会モニター制度

議会モニター 年代別・職業別

年度	年代						職業			
	30代	40代	50代	60代	70代	80代	会社員	自営業	アルバイト・パート	無職
R3				4名	2名	1名	2名	3名		2名
R4		1名		2名	4名		2名	1名	1名	3名
R5		1名			3名	1名				5名
R6			1名	4名	1名		1名	1名		4名
R7	1名		1名		5名		1名	2名	1名	3名

参考4 - 議会モニター制度

意見
収集

任命式兼第1回モニター会議

- ・ 大学教員による講義、議員とモニターによる自由討議、本市議会の長所・課題を共有

モニター懇談会(年2回)

- ・ モニターの意見に対する回答と意見交換を実施、3月の懇談会で一年間の振り返りを実施

議会だより編集委員会との合同会議(年1回)

- ・ 誌面構成など広報面の改善点を具体的に協議

議会内協議

反映方法

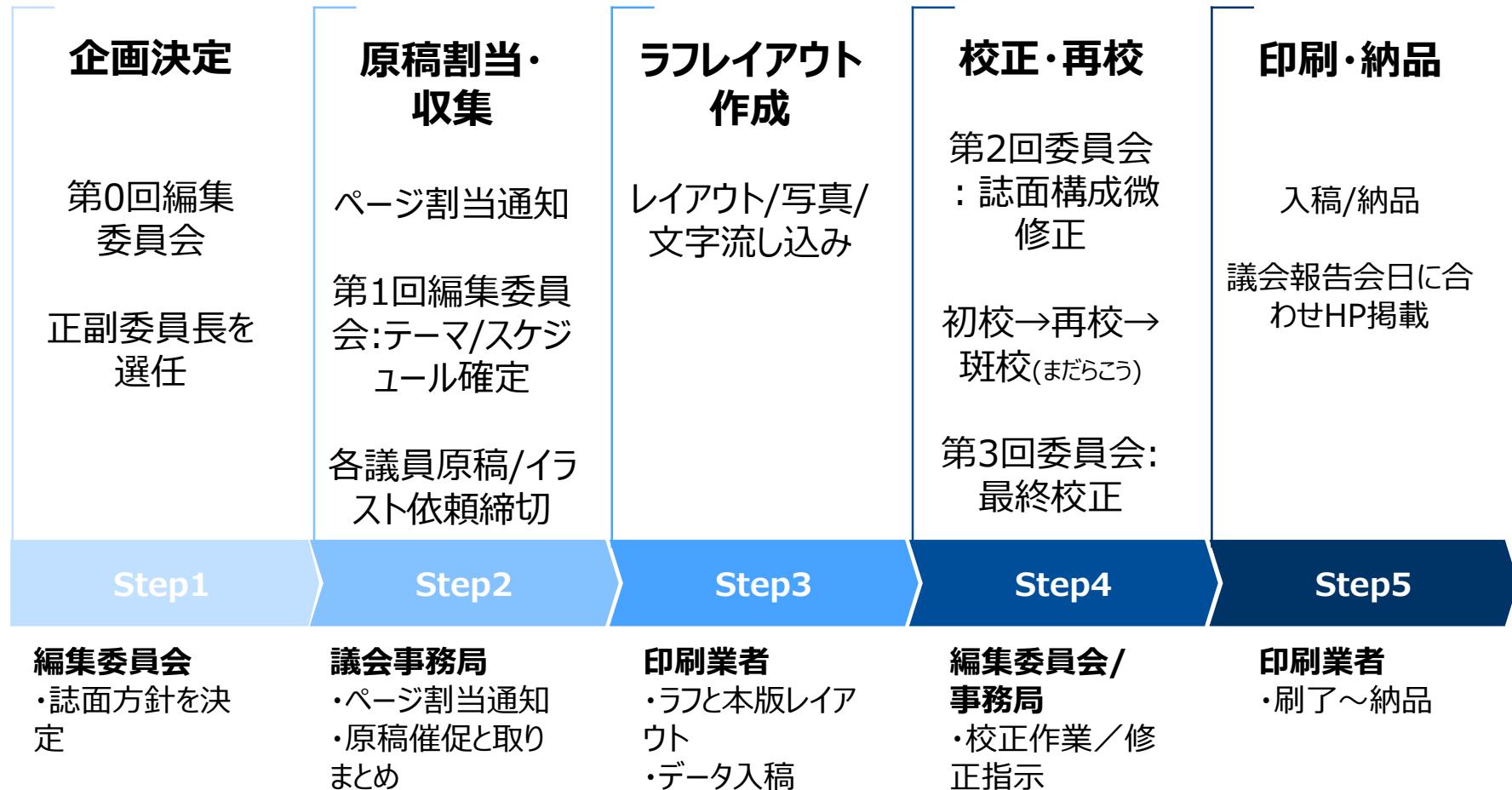
市民への広報

- 1) 意見の仕分け@事務局
- 2) 回答取り纏め@該当委員会の正副委員長
- 3) 議会改革に関する意見は期限を定め、回答を用意し、協議@委員会

即時反映可能なものは反映し、協議が必要なものは各委員会または事務局内で協議

議会だより、市議会HPにて会議等について報告実施

参考5 – 市議会だより編集委員会



参考6 – 議会モニター制定経緯

年度	委員会	対応事項
R元.11	議会改革特別 委員会	問題意識の共有 (R元年 第2回市民アンケートの結果をうけて)
R2.2	議会改革特別 委員会	先進事例調査
R2.10	議会改革特別 委員会	制度骨子の作成
R2.11	議会運営 委員会	要綱案の審査
R2.2	–	公募開始

高校生議会

若い力を議場へ、高校生と議会が共に創る学びとまちづくり

背景

- 市制施行50周年記念事業として企画(コロナで一時中止)
- 議会・高校双方の開催意欲を維持し、**R3年第1回高校生議会を実現**

目的

- 高校生に**議会活動を実体験**してもらう
- 選挙年齢引下げで政治が身近になった世代を対象
- 地方自治への関心**を高める
- 高校生の視点から**まちづくり提案**を聴取・協議する場を創出

議会 体制

- 議会改革特別委員会内に**高校生部会**を設置
- 市内3高校と連携し運営協議
- 開催実績：R3～6年度で計4回
- 毎回プログラムを改善、第3・4回は土山教授がファシリテーター参加し進行を最適化



参考1－ 開催方式

年度	開催	開催方式	参加校数	参加人数
R3	第1回	前半 <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表質問者質問@議場 ・ 委員会協議@各会場 後半 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会報告@議場 	3校	18名
R4	第2回	前半 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会調査・協議@各会場 後半 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提言発表@議場 	2校	17名
R5	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法政大学土山希美枝教授にファシリテーターとしてご参加 	2校	第3回 36名
R6	第4回	第1部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策提言発表@議場 第2部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意見交換(グループディスカッション) 		第4回 36名

参考2－ テーマ一覧

年度	開催	テーマ
R3	第1回	LGBT の生徒に対する対応について 知立の交通整備 市内の子どもたちの縦のつながりと教育について
R4	第2回	LGBT検討委員会：教育現場から理解を深める改革を 選挙検討委員会：選挙の投票率向上について 税金検討委員会：税金(ふるさと納税など)について 知立市の開発検討委員会：知立駅周辺とその他の地域の開発について 多文化共生検討委員会：外国人との共生について
R5	第3回	若者、市民が集うまちづくり 知立市マコモタケPR案 知立市のブランディング アワーパーク ~気軽に参加できる地域交流の場を~ 安心・安全・住み良いまちづくり
R6	第4回	生活安全 生活安全(知立の防災) 知立市の観光振興 まちづくり 知立駅周辺に交流の場を あんまきフェア

参考3－高校生の声

“発言に責任を持つと
うと気が引き締ま
り、自分の見てい
る世界が小さいこ
とを知った。”

“知立市に興味を
持ち、通学路にあ
る公共施設や公
園に目を向けるよ
うになった。”

“調べていく中でよく
わかり政治への関
心が高まった。”

“議会は厳肃で少
し怖い印象があつ
たが、議員の笑顔
も多く温かい場所
という印象に変わ
った。”



参考4 設置時の課題と運用後のメリット

苦労・課題

感染症拡大への対応

高校側との調整

情報共有の不足

メリット

主権者教育の実体験

議会と高校の持続的連携

地域課題への関心の深まり

議会側の学びと刺激

参考5- 高校生による政策実現例



道路損傷等通報システム

14:08 4G 91

< 16 知立市 国三

知立市歴史民俗資料館

シールラリーに参加して、愛知のやきものについて学ぼう！

今年のテーマは「昭和のやきもの」。県内20館をめぐって、素敵な景品をゲットしよう！

詳細はコチラをタップ

12:00

基本メニュー 暮らし・手続き 防災・健康

知立市ホームページ	観光・お土産	友だちに紹介
道路損傷等 通報システム	職員募集等	広報ちりゅう
ふるさと納税	知立市ガバメント クラウドファンディング	多言語で読む
AIチャットボット	受信設定	

基本メニュー ▾

14:08 4G 91

道路損傷等通報システム
<https://logoform.jp>

道路損傷等通報システム

入力フォーム

1 2 3

下記のフォームにご入力をお願いします。

通報に係る注意事項等

- 1 緊急を要する通報は、直接市役所に電話でご連絡ください。
(平日の開庁時間内 (8:30~17:15) : 0566-95-0127、土日祝日等 閉庁時間内 (0566-83-1111))
- 2 本システムは道路や側溝の破損などの不具合などを通報いただくためのものであって、道路に関する知立市への要望を受付けるためのものではありませんのでご注意ください。
- 3 市が通報内容を確認するのは、原則として平日の開庁時間内 (8:30~17:15) です。
- 4 通報いただいた内容については速やかな解決に努めますが、時間を要する場合や内容によっては対応できない場合があります。

14:08 4G 91

道路損傷等通報システム

**損傷箇所の写真(損傷箇所を含む道
路の全景)**

損傷箇所の状況がわかる写真を1枚添付して
ください。

損傷箇所の写真(損傷箇所の近景)

損傷箇所の状況がわかる写真を1枚添付して
ください。

**損傷箇所を下記地図上でタップしてくだ
さい。※現在地で設定する場合は【現在地を計
測】ボタンを押してください。必須**

地図 航空写真

参考5 -自治日報R6.1.22号

知立市議会

「高校生議会」

愛知県知立市議会(定数20)は昨年12月

26日、高校生に地方自治への関心を高めてもらおうと「高校生議会」を開催した。議員による主権者教育の一環。高校生と議員の話し合いでは、法政大学の土山希美枝教授がファシリテーターを務めた。当日は、高校生36人と議員20人が参加。執行部が主催する一般質問形式の高校生議会とは異なり、議会主導によるワークショップ形式の高校生議会は、全国的に珍しいといふ。

△土山氏の進行で話し合い

本会議場で高校生は、事前に考えてきた「政策提案」を発表。五つのチームが△若者、市民が集うまちづくり△市内特産品「マコモタケ」PR案△市のブランドイング△気軽に参加できる地域交流の場「アワーパーク」△安心・安全・住み良いまちづくりについて議員に説明した。その後、土山氏の進行で、高校生と議員が少人数のグループに分かれて意見交換。前半と後半でメンバーを入れ替え、より多くの人と対話できる「シカゲ」を用いた。話し合った内容は、各自が付箋に書き込み、議場内に設置したホワイトボードに貼り付けて、全員で情報共有した。

土山氏は講評で「(話し合った内容が)どう活かしていくかは、これから議会の中での議論にかかっている」と述べた上で、高校生に向けて「自分のたちの声をもっと聞いてほしいと思ったら、(議会へ)遠慮なく声を出してほしい」と語り掛けた。

△事前に「学校との連携が重要」

終了後、参加者数人が取材に応じた。小林昭式議長は「高校生は見ているところが非常に素直。インターネットで調べただけではなく、現地を見に行って、しっかり意見をまとめていく」と感心し

議会の主権者教育、高校生と対話

地方自治への関心を高める「政策提案」

△議会は「話しやすい雰囲気」

知立東高校2年の香西じゅりさんは、参加するまでは議会に対して「とても厳しく、堅いイメージがあった」とし、「実際に議会の方々が市のことをして考えていた、すごく話しやすい雰囲気だった」と振り返った。

知立高校2年の二神あみさんは、高校生と議員の話し合いについて「自分で考えて、またそれを(他人と)共有して合わせていくことが大切だと思った。すごく良い体験になった」と笑顔を見せた。



グループに分かれて、高校生と議員が話し合う
場面=昨年12月26日、愛知県知立市で

た。その上で、高校生の意見を今後の議会活動に活かしていく考え方を示した。

高校生議会の開催に当たっては、担当議員が事前に高校側と打ち合わせを重ねたという。これに関し、石川智子議会改革特別委員長は「学校との連携は非常に重要。これを密にやらないと、当日の充実した議論につながらない」と強調。また、「担当議員以外にも(高校生議会に向けた)共通認識を持ってもらえるように、事前に説明する機会を設けた」と語った。

参考6 -自治日報R6.3.25号3面

今回お伝えしたいことは単純で、自治体議会に学生を招いて発言してもらったり学びの場にしてもらったりすることを、「議会」が「主権者教育」していると称するのやめませんか」ということである。

対象を絞って高校生とする議会が開催されている。それが、最近、多くの議会で高校生が開催されている。そのことはいいことだ。政治的関心の低下、議員の手不足、社会や政治に参加する経験や地域への愛着を感じる機会の不足、議会への不信、市民と自治体議会の間にあるさまざまな隔たりを埋める処方箋として「次代を担う若者の教育」は魅力的に映る。

無関心とか不信とか言われているが、多くの学生たちは、直接向かい合って話し合うこと自らだ。筆者も大学生と自治体議員との対話を機会をワーキング形式で設定したことあるが、政治家と政治になんどなく身構えていたり警戒したりしていなければ、時間の語らいでそんなに感銘を受けるの?といふほどの反応に驚いたことがある。もちろんそれは、「大人」から好評価を得たための作法としての反応だったり、政治家との初

回お伝えしたいことは単純で、自治体議会に学生を招いて発言してもらったり学びの場にしてもらったりすることを、「議会」が「主権者教育」していると称するのやめませんか」ということである。

対象を絞って高校生とする議会が開催されている。そのことはいいことだ。政治的関心の低下、議員の手不足、社会や政治に参加する経験や地域への愛着を感じる機会の不足、議会への不信、市民と自治体議会の間にあるさまざまな隔たりを埋める処方箋として「次代を担う若者の教育」は魅力的に映る。

無関心とか不信とか言われているが、多くの学生たちは、直接向かい合って話し合うこと



法政大学法学部教授
土山 希美枝



誰がための「高校生議会」か

してもらつて、先生に手を入れてもらつた作文を朗読してもらい、拍手して「大人」の立場からのコメントで締めるような機会などまるのであれば、それでどうして「教育で」たと言えるだろうか。

高校側が、議会という「場」を使って、教育の一環としてまた効果を高める機会として活用することは有益だ。山形県遊佐町のようない政策を実体化する権限と財源をもつた実践的教育に至る道は遠いとしても、議会が教育の「場」として活用されるのであれば、そこには意義がある。もちろん、その場を活かす教育プログラムがある前提の話だが。

なお、「主権者教育」という表現にも違和感がある。シチズンシップ教育、市民性教育、政治教育ではなく、「主権者」教育なのかも

の後にとって実りある提言や提案にするなり、議会としては高校生議会を開催する以前から、議会としての受け止めかたを検討し、若き市民に問いたい視点を伝える対話や情報共有は不可欠だ。教育の機会として活かしたい高校側と、若き市民の参加を裏にいるものにしたい議会側との連携や調整も必要だ。

当曰は、その提言や提案をめぐって、議員と若き市民=高校生との形式的でない意見交換もなくてはならない。議会が市民を教育するとは権高だが、市民と議員が学びあうことならできる。努力はかかる。しかし、誰がための高校生議会か。高校、議会、なにより若き市民に価値のある機会にするために、努力をかける価値がある。そのため真摯に尽力する関係者に敬意を表したい。

めての出会いという状況によるものだつたりしたのかもしれないが。それを割いても、「自治体の、地域のために熱い思いを持って動き、それを生業にする」存在との初めての対話は、学生を刺激するものであった。

議員にとっても、自分を尊重してくれ、耳を傾けてくれ、関心を持つてくれる若者と出会い語ることは嬉しい機会だろう。

だからと言って、高校生議会を主権者教育と議会が称するのは、教育を軽くみてはいなか。どの能力を伸ばすためなどのようなプログラムを、授業時間数という制約をふまえつつ設計し、教える技術の資格をもつ教師が担当しても、能力を取得させることは簡単ではない。ましてや、よくできる高校生を派遣

路を目指す3年生の参加は少ないかもしれません。高校生といえども、すでに選挙権のある市民がいる可能性がある集団だ。現実には進路自体が議会にとって重要ではないか。

当然、高校生議会が「高校生を議会が教育する」場なのか、「若き市民の市民参加」の場なのかで、議会の向きあいかたは変わってくる。

若き市民の声をどのように受け止め、政策に活かすのか、議会には応答する責任があり、その対応が、若き市民の政治や議会にたいする信頼に直結する。「声」を

問い合わせたいが、本稿では指摘にとどめた。

では、議会にとっての高校生議会とは何か。「若き市民の市民参加」を議会が得る機会だ。高校生といえば、すでに選挙権のある市民がいる可能性がある集団だ。現実には進

その他参考 - ガバナンス2022年1月号



その他参考 - 地方議会人2023年2月号



デジタル化は誰のため？



巻頭言 宍戸常寿

■特集

- ▶ デジタル化の光と影／河村和徳
- ▶ 地方議会のデジタル活用の3つのポイント／戸村智彦

■地方議会への提言

- 第33次地方制度調査会答申を読む／江島俊昭

■現地報告

- 北海道白老町／千葉県鎌ヶ谷市／神奈川県横浜市／愛知県知立市

■特別寄稿

- 「議会禁上の緩和」に至る経緯とその効果／田中 厚

はじめに

知立市は、愛知県のほぼ中央部に位置する人口約7万2000人（その内、外国人約5200人）、面積16・31km²で市域がほぼ平坦なコンパクトなまちです。古くは鍛冶街道、近世では東海道五十三次の池鶴宿が設置されるなど、交通の要衝として発展してきました。

付近の連続立体交差事業を始めとする市街地整備事業に取り組んでいます。また、都市性格上、外国人の集住率が高まったことにより、地域や教育現場において「多文化共生（まちづくり）」も政策課題のひとつとして取り組んでいるところであります。

議会ICT導入の検討と議員の不安

現在は愛知県西三河地域という産業集積地のベッドタウンとしての性格を有する本市ですが、近年においては、名古屋鉄道名古屋本線と三河線の結節駅である知立駅

議会改革検討項目としてタブレット等の電子機器導入、インターネットLIVE配信等を明示したことになります。さらには、平成25年（2013）3月に制定した知立市議会基本条例第22条第2項において、ICT技術の発達を踏まえて多様な手段で議会活動を公開することを努力義務とする条文を規定しました。

しかし、その後約10年間は、議場の環境整備や議員と事務局の通信手段の変更、ホームページを活用した情報公開など、議会事務局が主体となる環境整備が進むのみでした。

議員が主体となる本格的なICT化には、議員間でのデジタルデバイド（情報格差）やITリテラシー（IT知識・操作能力）に対する不安が先立ち、タブレット導入など夢のような話でした。

議会ICT化推進の第一歩

議員間の格差拡大の不安により、遅々として進みなかつた議会ICT化ですが、ある出来事が市議会ICT化推進へのきっかけとなりました。

本市議会には市議会だより編集委員会が設置されています。この委員会は法的位置付けの委員会で

現地報告

愛知県知立市

活動を止めない、議論を止めない、公開を止めない議会へ
地域住民とうがるためのオンライン議会改革

愛知県知立市議会議長



その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
H21.12	一般質問の一問一答制の導入（質問時間40分）
H22.12	議会改革特別委員会の設置
H23.3	市議会のインターネット動画（PC版）配信開始
H23.6	委員会と市民・団体との意見交換会や出前講座の実施
H23.9	請願・陳情の提出者の意見を聞く機会の保障
H23.9	議案に対する各議員の表決の明確化と公表
H23.11	議会に関する市民アンケートの実施
H23.12	市長以下執行部に質問の趣旨確認の範囲で反問権を認める
H24.2	第1回議会報告会の開催（以降、毎定例会後に年4回開催）
H24.3	議員政治倫理条例制定

その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
H24.12	議員相互の自由討議による合意形成の導入（中小企業振興基本条例の継続審査）
H25.1	議会報告会第5回記念シンポジウム（議会基本条例シンポジウム）開催
H25.3	議会基本条例制定
H25.3	議決すべき事件を定める条例制定
H25.6	議員定数削減（23人→20人）
H26.4	第1回政策討論会開催
H26.8	予算・決算委員会の設置（常任委員会）
H26.12	本会議の会議録検索システムの導入
H27.9	本会議場における電子表決システムの導入
H27.10	「地方創生」をテーマにした政策提言PTを発足

その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
H28.2	議会BCP（業務継続計画）「災害発生時対応要領」「災害発生時の行動マニュアル」制定
H28.3	委員会の会議録検索システムの導入
H28.6	「地方創生に関する政策提言書」を市長に提出
H28.10	市議会だより編集委員会における調査目的のための電子機器の使用許可
H28.11	子ども向け市議会ガイドの作成
H29.2	議会報告会第20回記念講演開催
H29.4	政務活動費の手引き策定（会計帳簿・視察報告書・領収書をホームページで公開）
H29.4	政務活動費の旅費を実費支給に変更。旅行雑費の廃止
H29.4	議員と事務局間の連絡をファクシミリからメールに一元化
H29.4	会議録の全議員への冊子配付を廃止（会議録検索システム導入に伴い、希望者のみ配付）

その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
H29.9	議会資料のホームページ掲載（一部実施済）
H29.9	市議会傍聴規則の改正（児童及び乳幼児の規定）
H30.3	議会基本条例の改正（災害時の対応を追加）
H30.6	災害発生時対応要領の改正（対策会議の構成）
H30.8	議長主催初当選議員研修会（議会改革の要旨）開催
H30.12	議会の議決すべき事件を定める条例の改正（基本計画のみに）
R元.4	第2回議長主催初当選議員研修会（議会活動・政務活動の基本）開催
R元.5	議会B C P（業務継続計画）策定
R元.6	議会だよりをアプリ「マチイロ」で閲覧可能に
R元.6	議員報酬特例条例制定

その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
R元.8	市議会のインターネット動画（スマホ・タブレット版）配信開始
R元.9	議会に関する市民アンケートの実施（2回目）
R元.10	第3回議長主催初当選議員研修会（地方公共団体の組織と特徴、議会の権限、議会と長の関係について）開催
R元.12	「質疑及び一般質問における補足資料の使用方法について」制定
R元.12	議会資料のホームページ掲載（告示日に全部掲載）
R2.2	「知立市議会におけるタブレット端末及びスマートフォンの使用に係る運用基準」制定一部会議においてタブレット等電子機器の使用許可
R2.3	請願・陳情の手引き（小学生向け）の作成
R2.6	議事審査機能の適正化（質疑、一般質問の順序変更）
R2.6	議場モニターへの電子資料表示を可能に
R2.9	新型コロナウイルス感染症対応指針の策定

その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
R2.9	委員会条例の改正（開催の特例（オンライン会議）の追加）
R2.12	一般質問において市長の反問権を認める
R2.12	議会モニター設置要綱制定
R3.1	議会フロア無線LAN環境整備
R3.2	情報通信端末機器タブレットの導入
R3.2	ペーパーレス会議システムの導入
R3.2	グループウェアシステムの導入
R3.4	議会モニター制度開始
R3.5	議会報告会をオンラインで開催
R3.5	「市議会DX推進プロジェクトチーム」発足

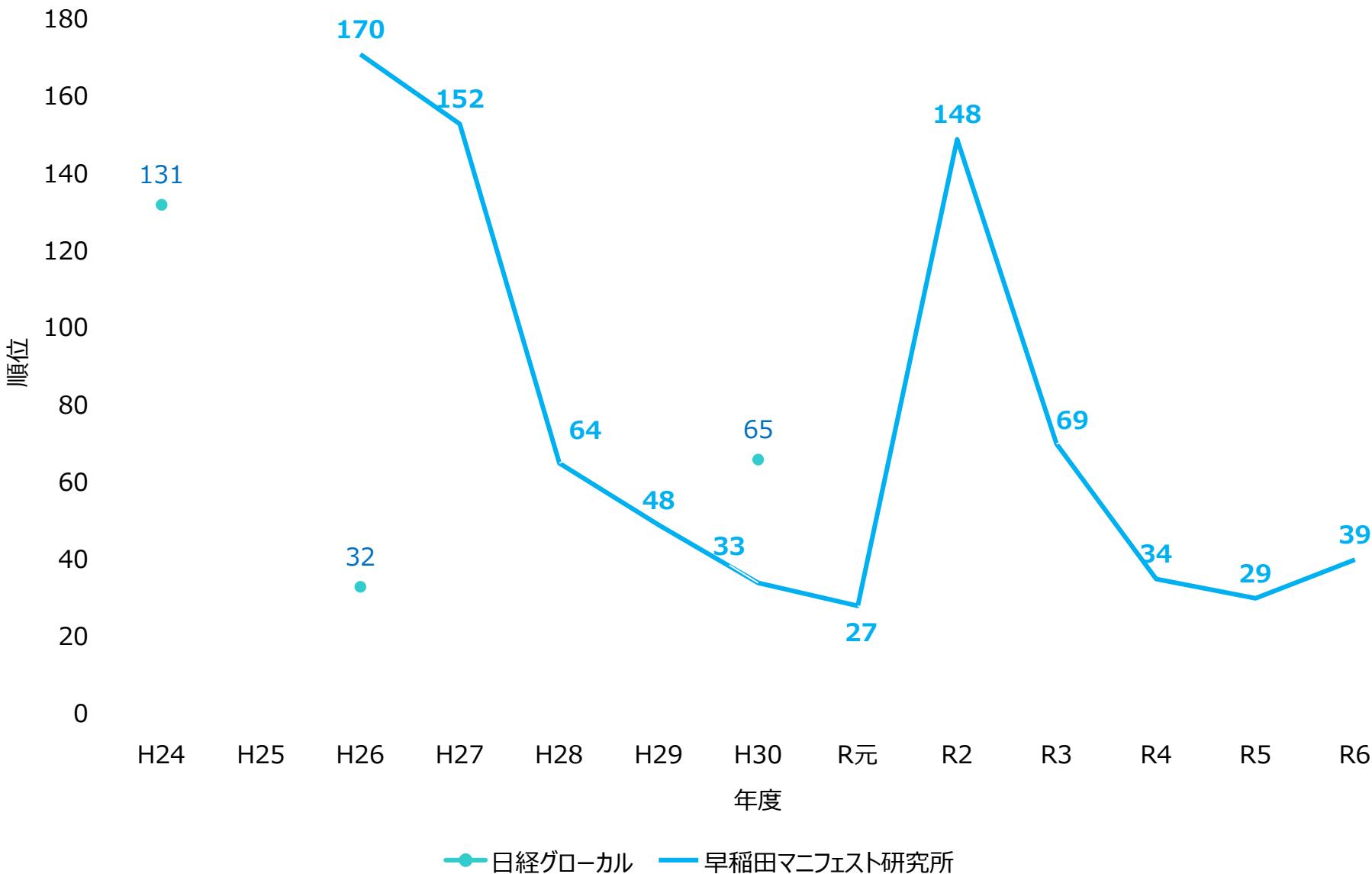
その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
R3.8	高校生議会の開催
R3.8	オンライン委員会運営要綱制定
R3.10	質疑のYoutube配信開始
R3.12	傍聴者への資料の提供方法をスクリーンに投影し閲覧（令和4年度よりスクリーン提示へ変更）
R3.12	議事堂の空きスペースの活用事業実施（議会図書室を高校生の自主学習スペースとして提供（定員7名）学校の長期休業期間中実施）
R4.9	常任委員会を初めてオンラインで開催
R5.1	委員会座談会の開催
R5.1	R.4年度政策提言「循環型社会の実現に向けた取り組み」事業実現 古布回収拠点設置
R5.2	議会改革特別委員会ミッションロードマップ作成
R5.8	インターネット中継の実施に関する要綱制定

その他参考 - 議会改革年表

年度	内容
R6.4	議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正（議員報酬に常任委員長区分を創設）
R7.2	R.4年度政策提言「インクルーシブな未来の公園づくり」事業実現（“つながる遊び場プロジェクト”インクルーシブ遊具広場開園）

その他参考 - 議会改革度ランキング推移



ご清聴ありがとうございました



知立市議会
議会改革特別委員会